

# 令和5年度大通公園西周辺エリア現況調査等業務

## 1 業務名

令和5年度大通公園西周辺エリア現況調査等業務

## 2 業務の背景及び目的

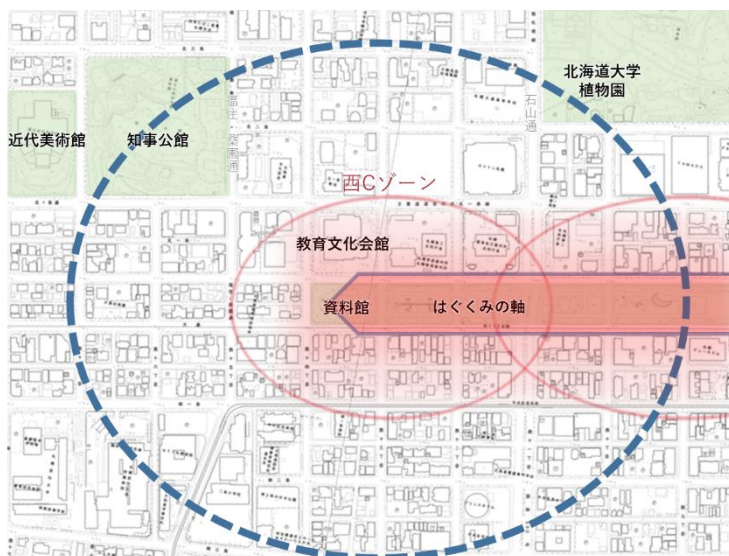
「第2次都心まちづくり計画（平成28（2016）年5月策定）」におけるターゲットエリアの一つである大通公園西周辺エリアは、都心まちづくりの骨格構造である「はぐくみの軸」の西端に位置し、札幌市教育文化会館や札幌市資料館が立地するなど、札幌の歴史、文化芸術に触れることができる特徴のあるエリアとなっている。さらに、当エリア及びその周辺には、大通公園や知事公館、北海道大学植物園などのみどりが充実している。

また、札幌市では、「はぐくみの軸」の将来像や取組の方向を明確にし、市民・企業・行政などがそれを共有して、協働でまちづくりを展開していくため、「大通及びその周辺のまちづくり方針-札幌都心はぐくみの軸強化方針-」（以下、「まちづくり方針」という。）を令和5年（2023年）10月に策定したところである。まちづくり方針では、「はぐくみの軸」を4つのゾーンに区分けし、ゾーン毎に「強化の考え方」を示しており、当エリアに含まれる西Cゾーンは、「都心西側の回遊拠点を形成し、美しいみどりや歴史・文化芸術を活かした多様な交流をはぐくむ」ことを掲げている。

以上を踏まえ、本業務は、当エリアに立地する既存資源等を活かしたまちづくりを展開することを目的に、当エリアやその周辺の現況調査や分析を行い、課題解決のため考えられる取組の方向性を整理するものである。

## 3 対象範囲

概ね、下図に示す点線内（点線のかかっている街区は含む）を対象とする。



## 4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

## 5 業務内容

### (1) 現況調査、分析及び課題整理

○対象範囲について、現地調査や都市計画基礎調査データなどから以下の視点で現況調査や分析を行うとともに、課題を整理する。

なお、現地調査をする場合の交通費は自費負担とする。また、令和6年1月上旬に調査結果等の概要について中間報告をすること。

#### 【人口】

- ・年代別人口、人口密度など

#### 【来街者特性】

- ・来街目的、来街者属性など

#### 【歴史的背景】

- ・まちの変遷など

#### 【交通現況】

- ・自動車及び歩行者通行量、地下鉄駅・電停・バス停の利用客数、歩行者主要導線・バリアフリー導線、道路（歩道）幅員など

#### 【都市計画等】

- ・都市計画指定状況など

#### 【建物・土地】

- ・実容積率、築年数、建物高さ、特徴的用途、低層部の用途、新規開発動向など

#### 【地価、オフィス賃料】

- ・これまでの推移など

#### 【景観】

- ・景観資源の状況など

#### 【みどり、オープンスペース】

- ・公園、緑地、民有地のオープンスペース整備状況など

#### 【イベント、まちづくり活動】

- ・大通公園イベント、地域イベント、まちづくり活動の状況、まちづくりの主体となる担い手など

上記調査項目に関して、本市から提供できるデータは以下のとおりとする。

- ・都市計画基礎調査データ
- ・パーソントリップ調査データ(平成18年度実施)
- ・札幌市緑被現況等調査データ(令和元年度実施)
- ・KDDI Location Analyzer(以下、「KLA」という。)を用いた人流データ等  
※KLAの操作方法については、別途市から指示する。

### (2) 取組案の提示等

(1)を踏まえ、地域資源の活用や回遊性の向上、課題解決等に資する取組案(ハード

面・ソフト面を含む計6案程度)を提示し、評価・整理を行う。

(3) 打合せ等

打合せ回数は、下記の5回程度を予定する。

- 1 業務着手時
- 2 (1)～(2)の各作業時(2回程度)
- 3 中間報告時
- 4 成果品納入前

(4) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

6 成果品

(1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷(枚数制限無し) 3部

(2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 3部

(3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体(CD-R)で1組提出

※ 電子媒体には印刷用一式データ PDF形式及び PDF形式の元となる電子データ(officeのソフトで作成したもの)を記録すること。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務(設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務)に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。